

令和4年8月8日

令和4年度 教育厚生委員会行政視察報告書

伊豆市議会教育厚生委員会
杉山 武司

視 察 日 程 令和4年7月13日(水) ～ 14日(木)

視察先及び目的 長野県県方面
(1)7月13日 大町市役所
①公民学連携によるまちなか再生事業
②市議会による事務事業評価について
(2)7月14日 小布施町 社会福祉法人くりのみ園
①福祉と農業の連携による障害者への働く場の提供、所得向上について

令和4年度の行政視察は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和元年依頼3年ぶりの実施となった。コロナ感染症が収束していない状況下において、視察を受け入れてくれる自治体等が少ない中、限られた受け入れ先と視察テーマを模索した視察となった。そうした中、行政視察を受け入れていただいた大町市議会及び社会福祉法人くりのみ園様には感謝を申し上げます。

行程は、市役所本庁から伊豆縦貫道・新東名高速・中部横断道・中央道、安曇野ICから大町市役所に入った。翌日は、宿泊先から県道55号から長野道に小布施スマートICで降り、くりのみ園で視察を行い帰路に着きました。心配された雨もなく有意義な視察となり、今後の議員活動に役立つものと感じた。視察内容については以下に記述する。

1. 大町市役所

大町市は長野県の北西部、松本平の北側の北アルプスの麓に位置し、立山黒部アルペンルートの長野県側の玄関口で、多くの観光客で賑わう山岳観光都市です。

市街地の標高は凡そ700mで気温の変化が大きい典型的な内陸性の気候となっている。人口は2万7000人(伊豆市より若干少ない)、面積は565.15km²(伊豆市の1.55倍)、年代別人口構成もほぼ伊豆市と似通っている。

今では、伊豆地方では使われなくなってきた「ずらずら弁」が、信州大町商工会議所の100人衆会議の、まちなかの未来を考えるワークショップで自己紹介シートの中で「大町のいいずら、もったいないずら、だめずら」として取り上げられていました。その昔、何らかの繋がりがあったのかもしれませんが。

ご存じの方がおりましたらご教示願います。

公民学連携によるまちなか再生事業

本事業は、国土交通省により令和2年度に創設されたもので、公民学の多様な人材が参画する「エリアプラットフォームの構築」や、まちなかの将来像を明確にした「未来ビジョン等の策定」などで、公民学の人材が集うコミュニティの活性化と公民学連携による持続可能なまちづくりを推進する事業とされている。大町市の中心市街地の荒廃が顕著となり、その対応策として公民学連携の重要性として、多様な人材交流によるイノベーション創出や人間中心の豊かな生活を叶える「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成をはじめとした都市再生を推進するために重要と考え「未来ビジョン」を策定し、その実現に向けた各種取組を公民学が連携して取り組むとしている。

高校生の活動としての地域探求プロジェクト

かつて旧大町村の有力者としてその手腕を振るった「大町十人衆」のように、現在の大町市には、地域の担い手である地域人すなわち「信濃大町100人衆」のインタビューを県立大町岳陽高校の生徒が実践し、市全体のまちづくり活動として、市職員が高校生と地域人との橋渡しを担い、高校生や地域人と職員がともに考え行動し、協働と連携のまちづくり活動を学び、「未来ビジョン」の策定に向けた準備をすすめている。しかしながら基本的には学校の授業内の限られた時間の中で、授業に参加した大半の生徒が市外在住の生徒であったことと、学科により探求授業の中で求めるものが違うことで、生徒の主体性を引き出すことの難しさがあるが、中心市街地のまちなかに対する関心度やふるさとへの思いの醸成に繋がり「未来ビジョン」の策定に役立つとしている。

市議会による事務事業評価について

平成22年10月に大町市議会基本条例が制定され、その第15条第1項に「議会は、市長と常に緊張感ある関係を保持し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うものとする」と規定されている。

伊豆市議会の議会基本条例の第14条第1項にも同様に「議会は、市長と常に緊張ある関係を保持し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うものとする」と規定されている。

大町市議会はこの条文の主旨に則り、より深い事務事業の監視及び効果的な決

算審査を行い、議会の機能強化するため、事務事業評価について平成26年度から本格的に導入することとした。その目的・効果として議会による事業評価は住みよいまちづくりと市のさらなる発展を目指す取り組みで、市の事務事業全般から対象を絞り評価を行い、議会として取りまとめた報告書を首長へ提言している。その後、首長から評価に対する対応報告がなされ、それを参考に議会として次年度の予算審査に臨んでいる。

このことは、執行機関を監視・評価という議会本来の果たすべき責務の強化が図ることができ、評価結果を公表することで、議会から市民に対しての情報発信機能が高まる。

伊豆市議会としては、執行機関の監視・評価の内、とりわけ執行機関の事業評価が今後の取り組むべき課題と感じた。

2. 小布施町 社会福祉法人くりのみ園

福祉と農業の連携による障害者への働く場の提供、所得向上について

くりのみ園は、「田園福祉」をテーマに地域の知的障害を持つ方々の就労の場として、平成8年7月に社会福祉法人を設立し、翌平成9年4月に知的障害者通所授産施設として「くりのみ園」を開設した。平成22年4月には、農業経営基盤強化促進法による「認定農業者」として認定された。更に平成25年2月には、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」に基づき「第6次産業化」の認定を受けた。また令和2年3月には、日本農林規格「有機 JAS」の認証も受けている。

信州小布施の豊かな自然の恵みにあふれる大地で、「地産地消」による農薬や化学肥料を一切使わず、農畜産物の生産過程で排出された有機肥料を利用し、大地へ還元していく自然循環農法で育った。ナスや玉ねぎ・人参・ジャガイモなど「安全安心な食」の提供を通じて、生きがいと働きがいのある施設の運営を行い、地域社会の中で一人ひとりの、心穏やかな生活の場を確保し自己実現を目指す支援に取り組んでいる。

くりのみ園の事業内容は就労継続支援事業 A・B 型、相談支援事業、共同生活援助の3事業が柱となっている。A 型事業は一般企業での就労が困難な原則18歳以上65歳未満の方で雇用契約があり、最低賃金が適用され、月額10万円程度の賃金支給となっている、B 型事業は一般企業・A 型事業所での就労が困難な方で年齢制限はなく、雇用契約もありません。賃金ではなく月額2.4万円ほどの作業工賃の支給があり、いずれも全国平均を上回っている。伊豆市には A 型事業所が伊豆市徳永にあり、B 型は伊豆市柏久保にある、

くりのみ園は、長野市と小布施町に各々5haの耕作地(田畑)を有し、知的障害者30人程が働いている。この地域で長年培ってきた無農薬、有機栽培の技術の知識を土地の長老から教えていただいた、その自然循環農業の一翼を平飼養鶏が担っている。畑の雑草は殆どが鶏の飼料となり、排せつ物は有機肥料として作物のパワーのある即効肥料になり、土が育つ土壌がそこにある。

くりのみ園の島津理事長のレクチャー時にトマトをいただきましたが、さすが有機栽培と思わせる甘味いっぱいのトマトでした。帰りがけに買った玉ねぎですが、甘くておいしく、子供たちにもおすそ分けし美味しくいただきました。